

【答申の概要】静岡県教育委員会の行った顧問弁護士相談に関する文書の非開示決定に対する審査請求（諮問第237号）

件名	静岡県教育委員会の行った顧問弁護士相談に関する文書の非開示決定に対する審査請求
本件対象公文書	弁護士相談資料
非開示理由	条例第7条第3号（事業活動情報）、条例第7条第6号（事務又は事業に関する情報）
実施機関	静岡県教育委員会
諮問期日	令和6年4月22日
主な論点	実施機関が、弁護士の権利やその他正当な利益を害するおそれがあるとして条例第7条第3号に該当し、また、事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとして条例第7条第6号に該当するとして非開示としたことは妥当か。

審査会の結論

静岡県教育委員会（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

審査会の判断

(1) 本件審査請求について

実施機関は、顧問弁護士の氏名等を明らかにすることにより、特定の案件について法的助言を行った、あるいは行うであろうと判断され、特定の案件に対して意見を有する者からの問合せ等を受け、その対応により適正な弁護士業務に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第7条第3号アに該当すると主張している。

また、かかる弁護士業務への支障を危惧することにより、実施機関が顧問弁護士への相談を躊躇したり、顧問弁護士に自己の見解や資料を示すことに消極的になるおそれがあるほか、顧問弁護士も、相談内容に対して率直に意見を述べることに消極的になるおそれがあるとし、県の機関が行う事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第6号に該当すると主張している。

これに対し、審査請求人は、本件審査請求が認容されない場合、審査請求人の生活や財産（尊厳）に悪影響を及ぼし、また、本件審査請求は、実施機関が顧問弁護士の名を騙って審査請求人に対して説明したのではないかという疑念・不信を払拭し、顧問弁護士の権利を守ろうとするものであるとし、条例第7条第3号アには該当せず、開示すべきであると主張する。

また、本件審査請求は、実施機関の不正を糾弾することで事務又は事業の適正な遂行を要求するものであるため、「事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす」とは言えず、また、顧問弁護士が1名であることは行政上の不手際であり、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす状況を作っているのは実施機関であるため、条例第7条第6号に該当せず、開示すべきであると主張している。

(2) 本件対象公文書について

実施機関によると、本件開示請求に係る法律相談を行った当時、顧問弁護士は1名のみであり、本件対象公文書は実施機関が顧問弁護士に相談を行う際に用いる書式であるから、当該顧問弁護士の氏名及び所属弁護士事務所の名称が記載されているとのことである。

実施機関は、その全部について、条例第7条第3号ア及び第6号に該当するとして非開示とし

ていることから、以下条例第7条第3号ア該当性及び第6号該当性について検討する。

(3) 条例第7条第3号ア及び第6号該当性について

ア 条例第7条第3号アについて

条例第7条第3号アは、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を保護する観点から、公にすることにより、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が記録されている公文書を非開示とすることを定めたものである。

イ 条例第7条第6号について

条例第7条第6号は、公にすることにより、県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人又は地方三公社が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報が記載されている公文書は非開示とすることを定めたものである。

ウ 顧問弁護士への影響について

本件対象公文書を開示した場合、実施機関が顧問契約を締結している弁護士が誰であるかという情報が明らかになる。

実施機関の顧問弁護士が1名であるという事情をあわせて考えると、実際に顧問弁護士に相談したか否か、相談したとしてどのような助言を得たか、また助言を踏まえて実施機関がどのように意思決定を行ったかなどの事情にかかわらず、報道等により法的な問題を含んだ事案の存在が明らかになった場合や、実施機関との個別のやりとりの過程で法的な問題を含んだ事案の存在が明らかになった場合などにおいては、当該弁護士に対する問合せや働きかけ等が行われ、当該弁護士がそれらに対応する負担等を被るおそれがあると認められる。

これは、顧問弁護士が複数人であったとしても、特定の事案との関係においていずれかの顧問弁護士の氏名が明らかになれば、当該弁護士に対する問合せや働きかけ等が行われ、当該弁護士がそれらに対応する負担等を被るおそれがあることに変わりはない。

さらに、本件に関しては、審査請求人からの申し立てに対応するために、顧問弁護士に相談したことのみならず、当該相談に係る顧問弁護士からの回答内容までも、審査請求人に既に明らかにされている。このように、何らかの事情で相談した事実や相談内容等が明らかになっている場合においては、前述のような弁護士が負担を被るおそれが生じる可能性は、より高まるものといえる。

そうすると、本件対象公文書を公にすることにより、顧問弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれから条例第7条第3号アに該当する可能性はあるものの、その蓋然性については個々の事案に即して検討する必要がある。

エ 実施機関の事務事業への影響について

実施機関が法的問題を含む事案について意思決定するに当たり、法の専門家たる弁護士と顧問契約を締結し、適時に相談できるようにすることは、当該事案への迅速かつ適正な対処という意味において重要なことといえる。

その点、実際に相談を行う実施機関の職員の立場からすれば、上記ウのような顧問弁護士が負担を被るおそれがあると、顧問弁護士への配慮から、顧問弁護士への相談を行うことを躊躇したり、その保有する情報・資料や見解を示して率直に顧問弁護士に相談を行うことを差し控えたりする結果となりかねず、また、顧問弁護士も、その時点での意見が将来どのように評価されるかを懸念して、率直に意見を述べたり、回答したりすることに消極的になりかねない。

その結果、法的問題を含む事案について、実施機関が顧問弁護士から適切な時期に適切な内容の助言等を得ることに支障が生じかねず、教育行政を執行する上で生ずる法律上の問題に迅速かつ適正に対処することができなくなるおそれがあるといえる。

そうすると、本件対象公文書を公にすることにより、県の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえるため、条例第7条第6号に該当する。

(4) その他審査請求人の主張について

審査請求人は、その他にも種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、本件非開示情報は、少なくとも条例第7条第6号に該当し、非開示とすることが妥当である。

別記1 開示請求の内容

令和3年8月25日に教育委員会義務教育課人事班の職員Aか職員Bが相談した顧問弁護士の情報がわかるもの。

別記2 請求の対象となる公文書（請求対象公文書）

弁護士相談資料